

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険料が免除されます！

対象となる方・免除する保険料・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産する静岡県医師国民健康保険組合被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です。（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます。）
- 対象被保険者にかかる医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護保険料分を免除します。
- 出産後に正組合員から届出してください。（直接支払制度を利用した場合は、対象被保険者が属する組合員あてに組合より届書を郵送しますので、正組合員を経由して届出してください。）
- 当組合に加入する前に出産した方や、他保険者から出産育児一時金の支給を受けた方で対象期間に当組合の資格がある場合、届出が必要となりますのでお申し出ください。

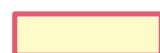
国民健康保険料の免除方法

- 出産月の前月から出産月の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）まで保険料が免除されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方				出産月		
多胎の方				出産月		

※産前産後期間の保険料が免除されます。

※多胎妊娠の場合は出産月の3ヶ月前から6ヶ月相当分が免除されます。

 …対象期間

- 正組合員は、対象被保険者分の保険料を一時立替払いしていただき、当組合へ届書を提出後当該保険料は正組合員に還付されます。

届出に必要な書類

- 組合より郵送した届書のみで、添付書類は必要ありません。
（ただし、当組合から出産の事実を確認する場合があります。）

届出先

静岡県医師国民健康保険組合

〒420-0839 静岡市葵区鷹匠3-6-3 静岡県医師会館1F
TEL 054 - 246 - 2831